

千曲坂城幼少年婦人防火委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、千曲坂城幼少年婦人防火委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 委員会の事務所は、千曲坂城消防本部（以下「消防本部」という。）に置く。

(目的)

第3条 委員会は、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ（以下「クラブ等」という。）の結成の推進と育成強化を図り、自主防災意識の高揚と地区防災体制の一層の充実に資することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 この委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) クラブ等の拡大、育成指導に関すること。
- (2) 防火、防災知識の普及に関すること。
- (3) 防火、防災のための研修及び訓練に関すること。
- (4) 組織の活動及び広報に関すること。
- (5) クラブ等の連絡調整に関すること。
- (6) 組織の運営に関すること。
- (7) 表彰に関すること。
- (8) その他、委員会の目標達成のために必要と認める事業

第3章 委員会の構成

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 消防長
- (2) 各署署長
- (3) 市町の消防担当で会長が委嘱する者
- (4) 幼年消防クラブ指導者のうちから会長が委嘱する者
- (5) 少年消防クラブ指導者のうちから会長が委嘱する者

(6) 婦人防火クラブ幹部のうちから会長が委嘱する者

(7) その他、会長が必要と認め委嘱する者

(会長)

第6条 委員会に会長及び監事を置く。

2 会長は、消防本部消防長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 幹事は、前条第3号に定める者をもって充てる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年又は在任期間とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、その都度会長が委嘱する。

(会議)

第8条 会議は必要に応じ会長が招集し議長となる。

(事務局)

第9条 事務局は、消防本部予防課に置く。

2 事務局長は、担当課長をもって充てる。

(経費)

第10条 委員会の経費は、助成金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第11条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第12条 この会則に定めるものの他必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

この会則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。